

議案第 1 2 号

小金井市組織条例の一部を改正する条例

小金井市組織条例の一部を別紙のように改正する。

平成 2 5 年 1 月 3 0 日提出

小金井市長 稲 葉 孝 彦

(提案理由)

小金井市における重要課題である市民協働及び男女共同参画について、限られた人的資源を最大限に活用し、施策を推進する体制を構築するため、本案を提出するものであります。

## 小金井市組織条例の一部を改正する条例

小金井市組織条例（昭和44年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条企画財政部の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条市民部の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 男女共同参画に関すること。

### 付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

小金井市組織条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>企画財政部</p> <p>(1) 市政の総合的な企画及び調整並びに行政経営に関する こと。</p> <p>(2) 予算その他財政に関すること。</p> <p>(3) 広報、広聴及び秘書に関すること。</p> <p>(4) 情報システムに関すること。</p> <p>(省略)</p> <p>市民部</p> <p>(1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。</p> <p>(2) 文化振興及び協働推進に関すること。</p> <p>(3) <u>男女共同参画に関すること。</u></p> <p>(4) 産業の振興及び消費者保護に関すること。</p> <p>(5) 国民健康保険、老人医療、後期高齢者医療及び国民年金 に関すること。</p> <p>(6) 市税に関すること。</p> <p>(省略)</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>企画財政部</p> <p>(1) 市政の総合的な企画及び調整並びに行政経営に関する こと。</p> <p>(2) <u>男女共同参画に関すること。</u></p> <p>(3) 予算その他財政に関すること。</p> <p>(4) 広報、広聴及び秘書に関すること。</p> <p>(5) 情報システムに関すること。</p> <p>(省略)</p> <p>市民部</p> <p>(1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。</p> <p>(2) 文化振興及び協働推進に関すること。</p> <p>(3) 産業の振興及び消費者保護に関すること。</p> <p>(4) 国民健康保険、老人医療、後期高齢者医療及び国民年金 に関すること。</p> <p>(5) 市税に関すること。</p> <p>(省略)</p>	<p>男女共同参画業務を企画 財政部から市民部に移管</p>

小金井市組織条例の一部改正に伴う組織体制について

改正後の組織体制案				現行の組織体制			
部	課	係	所掌事務	部	課	係	所掌事務
企画財政部	企画政策課	企画政策係	(省略)	企画財政部	企画政策課	企画政策係 男女共同参画室	(省略) <u>(1) 行動計画に関すること。</u> <u>(2) 男女共同参画の推進及び啓発に関すること。</u> <u>(3) 男女共同参画活動の援助に関すること。</u> <u>(4) 女性総合相談に関すること。</u>
市民部	コミュニティ文化課	文化推進係	(1) 文化行政の調査、研究及び計画に関すること。 (2) 文化情報に関すること。 (3) 国際化行政の調査研究及び計画に関すること。 (4) 音楽、演劇、美術その他芸術、文化の総合計画及びその奨励に関すること。 (5) 市民交流センターに関すること。 (6) 小金井市立はげの森美術館に関すること。  (7) 友好都市及び都市間交流に関すること。  (8) 課内の庶務に関すること。	市民部	コミュニティ文化課	文化推進係	(1) 文化行政の調査、研究及び計画に関すること。 (2) 文化情報に関すること。 (3) 国際化行政の調査研究及び計画に関すること。 (4) 音楽、演劇、美術その他芸術、文化の総合計画及びその奨励に関すること。 (5) 市民交流センターに関すること。 (6) 小金井市立はげの森美術館に関すること。 (7) <u>民間非営利活動団体（NPO）等に関すること。</u> (8) 友好都市及び都市間交流に関すること。 (9) <u>協働の推進に関すること。</u> (10) 課内の庶務に関すること。
		(仮称) 協働推進・男	(1) <u>協働の推進に関すること。</u> (2) 民間非営利活動団体（NPO）等				

	女共同参画係	<u>に関すること。</u> (3) <u>行動計画に関すること。</u> (4) <u>男女共同参画の推進及び啓発に関すること。</u> (5) <u>男女共同参画活動の援助に関すること。</u> (6) <u>女性総合相談に関すること。</u>				
	集会施設係	(省略)			集会施設係	(省略)